

事務連絡  
平成26年4月22日

日本医師会 御中  
健康保険組合 御中  
全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局総務課  
医療費適正化対策推進室

消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関するQ&Aの改訂について  
(改訂2版)

消費税率の引き上げ等に伴う特定保健指導費用の実務的な取扱いに関しては、「消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関するQ&Aについて」(平成26年3月7日付け厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室事務連絡)の「消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関するQ&A」においてお示ししているところですが、今般、修正加筆を行い、第2版として改訂しましたので、これらを参考に適切な対応方、ご配慮願います。

なお、今回の改訂における追加・修正は下記のとおりです。

記

1. Q1-6として、保健指導が途中終了となった場合の取扱いを追加
  2. Q2-2について、国民健康保険団体連合会を代行機関とする場合の取扱いを追加
  3. Q2-4について、フリーソフト Ver. 5.0 のリリースによる修正
  4. Q2-10として、委託料単価の設定における端数整理の取扱いを追加
  5. 参考資料について、国民健康保険連合会における支払の流れを追加
- ※ これら修正箇所は別添において朱書きとしています。